

令和3年度事業計画

I はじめに

本会は、本年度で平成31年4月1日の公益社団法人への移行から3年を迎えました。公益法人に移行するに当たって、当初懸念されていた事業や財政の運営に関しては、昨年の長野県による法人立ち入り検査では、ほとんど指摘事項はなく、一般社団法人の時代から実施してきた建築士の職能を活かした社会貢献活動の公益性が認められた結果となりました。第三者から見ても本会のこれまでの事業、活動が公益法人として認知され、これからも期待されていることの証ともいえます。

長野県建築士会が創設されて69年目となる今年、社会は新型コロナによって大きく変化しつつあります。本会も変革する社会の流れを的確に把握しつつ、これまでに諸先輩のたゆまない努力と惜しみない地域への貢献によって培われてきた活動と組織体制に誇りと自信を持ち、設立当初から連綿と受け継がれた事業を推進していかなければなりません。

本会の事業推進には、建築士はもとより、建築士全体が地域社会の要請に応えることができる強固で柔軟な組織体制と健全な財政運営に加え、会員個々が事業の目的を理解し、主体的にその事業や活動に関わっていくことが重要です。

しかしながら、こうした基盤となるべき本会の組織と財政は、業界が抱える構造的な課題とともに、社会構造の変革による個人意識の変化も伴って、組織率が低下するとともに、これに連動した財源不足が顕在化し、今後の組織運営は極めて厳しい状況にあります。

改めて会員一人ひとりが本会の現状を認識し、社会情勢の変化に対応できる組織を、会員相互の理解と連携によって再構築することを提起します。そして、本会を運営する中枢である理事会は、すべての会員があまねくこうした論議に参画できる仕組みづくりと、意見反映を保証する場を確保して行くことが求められています。

厳しいときこそ組織の団結力が試されています。単に批判的な論議ではなく、会員自らが建築士会に加入していることの意義と意味を再確認するとともに、現状の認識の上に立って、相互理解に基づく論議を発展させることによって、今後の建築士会のあり方の答えを見つけ出すことができると確信しています。

会の存続という大きな命題とともに、会員相互が同じ志を持ち、同じ方向に向けて活動を地道に進めていくことが何より大切です。そして、会（理事会）は会員個々の心に落ちる明確で実現可能な方向性を示さなければなりません。厳しいこうした時こそ組織の力量が試されており、組織の力量とはまさしく、会員の力強い意思の結集です。

II 事業推進に向けた基本方針

本会の事業計画の立案とそれを具体化するために先頭に立つのは理事会であり、また、その事業を具体化していく立場は会員であることをまず確認しておきたいと思えます。

組織は“ひと”によって成り立ち、その“ひと”の叡知と努力によって組織が発展し、活動の積み上げから享受することのできる実績によって会員の会への帰属意識が高まります。

昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大によって、社会構造が大きく変化し、先の見えない

不透明な状況にあります。私たちが建築士の社会的使命は何ら変わることはなく、こうした時代からこそ時代の要請に応えるべく組織とした体制づくりを進めなければなりません。

従って、事業計画にはぶれない大きな柱とともに、それを具現化するための組織内での認識共有と推進に向けた高い意識が必要です。本会の事業計画の骨格となる基本方針は年度までの方針を引き続き踏襲することとし、ひとつ目は建築士法に位置づけられ、公益社団法人としての名分である「地域に応える会」を、そして二つ目の柱とし、その事業展開に不可欠な、人材と財源を中心とした「骨太体制の会」を確立し、本会が建築士としての職能を活かして「期待される会」となることを三つ目の柱とします。

とりわけて、令和2年度における厳しい財政運営の在り方を論議いただいた「収支改善検討委員会」からの短期的な答申の事業、予算への具体化に加えて、“会の存続”といった危機感を現実の課題としてとらえて、中長期を見据えた組織の構築を検討します。

1 地域に応える会

建築士会は、災害時における応急危険度判定の実施や市町村の避難所の安全確認等の災害支援活動、ヘリテージマネージャーによる地域の歴史的建造物の調査・研究とそれらを核としたまちづくりの提言、景観法に基づき景観行政団体から指定を受けた景観整備機構として、良好な景観を形成するための事業実施、あるいは住宅・空き家相談の各支部での定期開催など、地域の住民の皆さまからの付託に応えるために、建築士としての知識、技能を活かして、また、組織としての人材の多様性も活かしながら活動を進めてきました。

さらに、近年の建築物の省エネ・脱炭素化や既存ストックの活用等の施策に対応した、講習会や既存住宅状況調査技術者の養成、建築物の省エネ改修サポート事業の受託、信州木造塾の開催、気候風土適応住宅の検討、和の住まいの推進等々のこれまでの地道な活動や潜在的に有する技術を含めて私達の活動は地域社会から大きな期待を寄せられています。

公益社団法人への移行から3年目となる年、これまでの実績に自信を持ち、これまで以上に地域の期待に応えることのできる組織と活動の更なる“高み”を目指して取り組んでいきましょう。

2 骨太体制の会

社会構造の変化と共に会員数の減少が著しく、昭和58年の4,919人をピークに、現在（令和2年度末）では2,300人台と大きく減少し、歯止めがかからない状況にあります。会員減少に伴い会費収入は減り、更にこれまでの国からの補助金で実施してきた各種事業が補助事業の廃止を受けて、会費以外の活動の財源確保が厳しい状況になっており、事業実施そのものが縮小して、会員の活動に対する士気低下が懸念されています。

建築士会連合会でも財源確保と組織の活性化方策を模索していますが、抜本的な対応策は見いだせない状況にあり、他の都道府県建築士会においても同様な状況が続いています。

一方、会員数の減少と財源の減少とは裏腹に、建築士会に係る社会的な要請は増加し、内容も複雑化かつ高度化しており、建築士会に対する期待は高まっているといえます。

こうした期待に応えるためにも、健全な財政運営が求められており、これまでも増して事

業毎の業務改善を進めるとともに、支部を越えた協働活動の推進と組織再編の論議の積み重ねや会員増強について本腰を入れて取り組むことが求められています。

活動と組織の検討に欠くことができない財政運営に関して、財源確保と支出抑制を柱とした中長期的な財政運営方針を示していくことが求められています。しっかり地に足を付けて根本的にぶれることのない骨太の組織体制を確立していくことが必要です。

会の根幹を成す会員数の維持や会員増強のために、会員同士のコミュニケーションは重要でありホームページの充実、情報発信の強化、支部同士あるいは支部を越えた協働活動に取り組める体制を図らなければなりません。更に他団体(商工会議所等)との協働活動も視野に入れ、多くの仲間と生で接して自分には無い多様な価値観を発見し建築士として技量を磨きましょう。

3 期待される会

建築士会は、建築士法に定められているとおり『建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに会員の指導及び連絡に関する事務を行う』とされ、加えて本会の定款では『会員の交流と協力のもとに資質向上を図り、もって社会に貢献することを目的』としています。

建築士会の存在意義とともに、活動の原点である「自己研鑽」と「社会貢献」を柱として、これまでも行ってきたように、これからも時代の要請に応えられる活動を推進してまいります。地域から、そして何より会員から“期待される”建築士会であり続けるために、本会における「自己研鑽」のための多様な機会の提供と、会員の活動の最も身近であり、「社会貢献」活動の推進母体である支部の活動にしっかり軸足を置いて、本会、支部そして会員相互のそれぞれの立場を理解し合いながら、頼まれてやるのではなく、真に地域からも、会員からも期待される会を目指して、自ら積極的に行動と発信をして行きましょう。

○建築士法：抜粋（事業計画を組み立てていく上での活動の理念、そして基礎となるものです。）

第五章 建築士会及び建築士会連合会

第 22 条の 4 その名称中に建築士会という文字を用いる一般社団法人（次項に規定するものを除く。）は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、建築士を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

2 その名称中に建築士会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、前項に規定する一般社団法人（以下この条において「建築士会」という。）を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

3 前二項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

4 建築士会及び第二項に規定する一般社団法人（以下この条において「建築士会連合会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、建築士会にあってはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、建築

士会連合会にあっては国土交通大臣に届け出なければならない。

5 建築士会及び建築士会連合会は、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならない。

6 国土交通大臣は建築士会連合会に対して、建築士会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は当該建築士会に対して、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

○定款より

(目的)

第4条 本会は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに会員の指導及び連絡に関する事務を行い、併せて会員の交流と協力のもとに資質向上を図り、もって社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建築士の資質向上のために必要な事業
- (2) 建築士業務の進歩改善及び推進のために必要な事業
- (3) 建築士制度の維持及び発展のために必要な事業
- (4) 建築士の職能を活かした地域貢献のために必要な事業
- (5) 会館の運営及び管理
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

4 三つの柱を実現するための組織・事業のあり方

三つの基本方針を実現させるために、時代の変化を的確に把握しつつ、after コロナの時代も見据えて「柔軟で堅固な」組織と事業の改革に取り組みます。

また、令和4年度は本会が昭和27年1月20日に創立して70年目を迎えることから、節目の70周年に、これまでの活動を振り返り、厳しいなかでも次の目標を全体で確認し合える記念となる事業の実施に向けた検討を行います。

1) 事業目的に対応した柔軟で明確な組織体制への移行

前年度の事業計画にも示しているとおり、本会の活動における委員会の役割の明確化を図ることとし、理事会と委員会、そして支部と会員個々の本会事業へも関わり方や役割を明確にし、委員会組織を大きく見直すこととします。

(1) 現状の委員会構成の確認

	委員会名	委員構成 (委員長除く)	摘 要
常設 委員会	総務・情報委員会	16名 各支部+2名	編集委員ながの2名
	建築活動委員会	14名 各支部	
	まちづくり委員会	14名 各支部	ハリテージ・マネージャー協議会付置 景観アドバイザー協議会付置
	青年・女性委員会	15名 各支部+1名	特別委員1名
	資格委員会	20名 各支部+6名	松筑3名 ながの3名
	防災委員会	14名 各支部	
	特別 委員会	会館運営特別委員会	4名 三役から人選
信州木造塾特別委員会		8名 各ブロック2名	
法人推進特別委員会		4名 各ブロック1名	
シニア特別委員会		8名 各ブロック2名	
事業推進プロジェクトチーム		2名 三役から人選	
住宅ストック活用対策特別委員会		14名 各支部	住宅インスペクション研究会付置

(2) 新たな委員会の体制と運営の基本的な枠組み

① 常設委員会と特別委員会の区分見直し

これまでの委員会は、常設委員会と特別委員会に区分していましたが、その区分自体に意味は持たず、それぞれの委員会が主体性をもって運営に携わっており運営上の違いはないことから、区分しないこととします。

② 委員会と理事会との関係と各委員会の役割の明確化

現在の委員会の持つ機能と実施すべき事業の内容を検証しつつ、委員会と理事会との関係と委員会ごとの活動を明確化します。委員会を大きく「会運営のための委員会」と「会員資質向上のための委員会」及び「公益法人としての業務対応の委員会」に区分し、それぞれの委員会の持つ事業や活動においてこれらの役割に対応した部会員、委員の適任化を図ります。

事業の基本的枠組みの企画・立案は理事会が担い、具体的な運営を委員会が行うことを基本的な枠組みとしますが、これまでの委員会の運営方法を尊重し、主体的に事業を企画・立案することを妨げないものとします。ただし、事業計画に示されていない新たな事業の実施に関しては理事会が議決します。

③ 委員会組織の再編

委員会の役割は、「事業の企画・立案」と「事業の運営」がありますが、「企画・立案」に関しては、本来、毎年の事業計画に基づき、理事会が主導していくものとして、年度中途の新たな事業展開が求められるものを除けば、委員会として改めて論議するものではありません。従って、委員会は事業計画を具体化するための「運営」を担います。

このことを前程として、「運営」を担う委員会としては、事業の内容によって多くの委員の動員を必要とするものと、少数の委員の動員で足りるものがあります。

これまでの各委員会の運営と本来あるべき事業の運営を検証したうえで、委員会の再編と委員の人数を検討します。

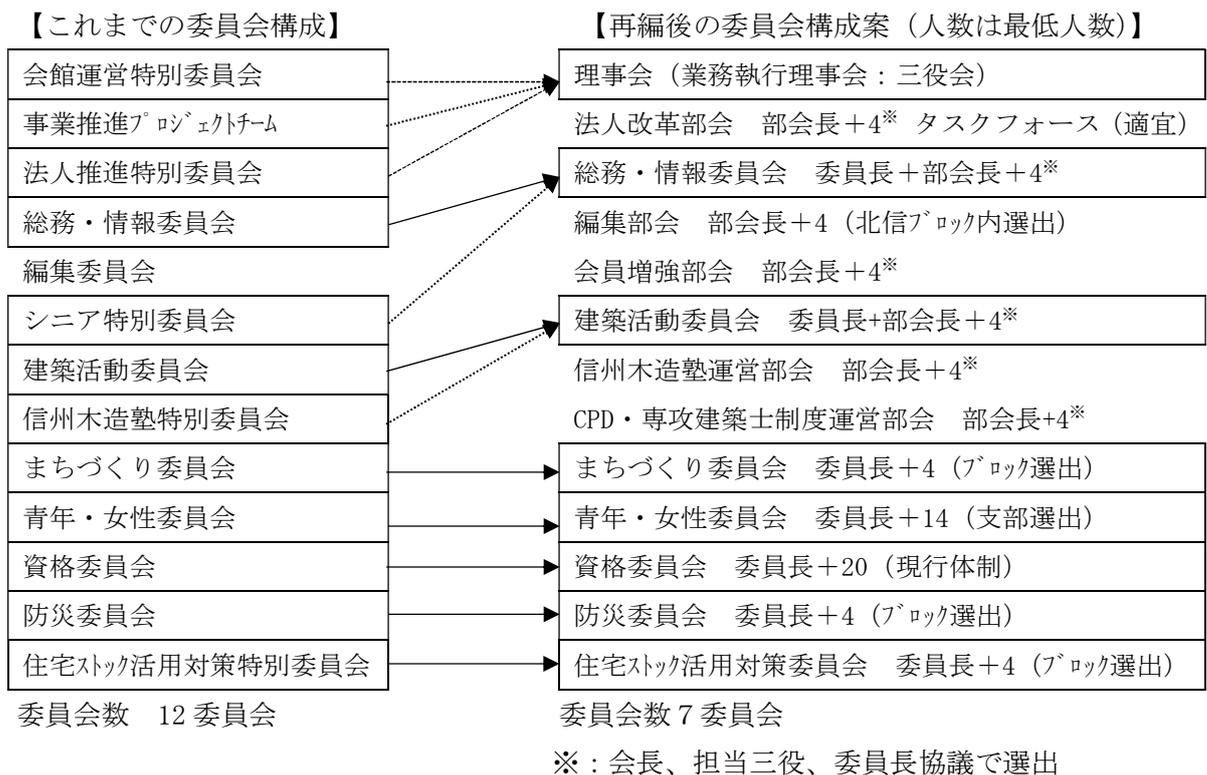
④ 支部活動との関係の明確化

本会事業と支部事業の関係については、長野県建築士会としての事業目的（定款）に合致していれば、事業そのものを本会が統制するものではないこととします。

(3) 具体的な委員会の構成

以上の基本的な考え方にに基づき、以下のとおり委員会を再編します。なお、以下の委員会組織は年度当初の編成とし、年度中途であっても必要に応じて委員数や部会の見直しを行っていくものとします。

また、委員会の担当業務執行理事（副会長、常務理事）と委員長、部会長についてはそれぞれの委員会における事業内容により兼務することも検討することとし、委員（部会員）にあつては、実施する事業によって必要なときは「タスクフォース」として一時的に増員することも検討することとします。



2) with・after コロナに対応した事業運営

コロナ禍における IT による組織運営は常態化しています。会議はもとより、講習・研修においても、リモートが基本となっています。会員相互の親睦といった側面にも配慮しながら、リモートの選択を行っていきます。

また、IT に対応した事務局体制や職場環境の構築とともに、セキュリティにも十分配慮して必要な機器やツールの利用を勧めます。

Ⅲ 具体的な事業の計画

事業計画の策定に当たっては、本会の定款に定める「目的」と「事業」、さらには公益社団法人として推進すべき事業を基に、その実施年度における社会情勢等を背景として具体の事業を組み立てます。改めて、公益社団法人としての事業を明確にしつつ、具体的な事業を示します。

なお、昨年度計画に引き続き、これまでの委員会ごとに示していた行事内容を示す事業計画から、事業執行の決定が理事会の権限であること改めて確認するとともに、定款第 5 条に規定する事業区分を基に、その事業の必要性と位置づけを明確にしたうえで、具体の事業とその事業を担当する委員会を示すこととします。

また、委員会は本会の目的を達成するための事業を具体的に実施する実行組織であるとともに、具体的な事業の計画を理事会に提案するための論議を行う組織であることを委員会内で共有することとします。加えて、建築士試験等の受託業務等の一部の事業を除き、本会が実施する多くの事業は、関係する委員会をはじめ、支部を含めた本会全体で取り組みます。

以上の基本的な事業計画提案の考え方にに基づき、以下に、定款第 5 条に規定する事業区分ごとに事業計画を示します。

Ⅰ 建築士の資質向上のために必要な事業 [公益的事業]

(1) 講習会・研修会受託業務

建築士法などの関連法令に基づき受講が義務付けられている次の講習事業を、国土交通大臣から講習登録機関の指定を受けた公益財団法人建築技術教育普及センター及び公益社団法人日本建築士会連合会からの受託により本会が実施します。

また、建築士会連合会等の関係団体からの要請のある法定講習に該当しない、関係法令の改正に伴う説明会をはじめ、建築技術、知識の向上を目的に行われる講習・研修を実施します。

本年度事業として本会が受託を予定している事業は以下のとおりです。

① 建築士定期講習業務（法定講習会）

一般社団法人長野県建築士事務所協会との開催時期、回数を協議し、年度内に 6 回実施します。

[担当：資格委員会]

② 既存住宅状況調査技術者講習業務（法定講習会）

新規講習及び更新時講習を実施します。

[担当：住宅ストック活用対策委員会]

(2) 本会が主体的に行う講習会・研修会事業

建築士の資質向上を目的に、近年の建築技術の高度化、複雑化やこれに伴う建築基準法の改定に的確に対応し、業務の適正な実施が担保されるよう、本会独自の講習、研修を企画・運営します。なお、本事業は公益事業として、会員のみならず広く会員以外の建築士も対象として実施します。

[担当：建築活動委員会]

- ① 実大実験とその解説を主体とした「信州木造塾」を実施します。また、これまでに実施した実験結果を設計、工事監理などの業務に活用できるよう取りまとめ、一般にも公開することとします。
[担当：建築活動委員会（信州木造塾部会）]
- ② 会員の作品をはじめ、先進的な作品を対象として見学を行う、「建学会」を開催します。
[担当：建築活動委員会]
- ③ 建築に関する知見を広める観点から「海外研修」の実施に向けた企画検討を行います。
[担当：建築活動委員会]
- ④ 景観を主体として、地域のまちづくりを支援する「景観アドバイザー」のスキルアップのための講習を実施します。
[担当：まちづくり委員会（景観整備機構と景観アドバイザー協議会による協働事業）]
- ⑤ 歴史的建造物の維持・保全をはじめ、それらを活かしたまちづくりを進めるために、ヘリテージマネージャーのスキルアップのための講習を実施します。また、建築士会連合会の全国ネットワークに参画して、情報共有を図ります。
[担当：まちづくり委員会（ヘリテージマネージャー協議会との協働事業）]
- ⑥ 既存住宅ストックの活用促進のために、インスペクション技術の向上を図るための研修会を実施します。なお、引き続き既存住宅状況調査技術者講習修了者のうち、本会会員にはインスペクション研究会への加入を勧めます。
[担当：住宅ストック活用対策委員会（住宅インスペクション研究会との協働事業）]
- ⑦ 地震等により被災した建築物の余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するために、被災建築物応急危険度判定士を養成する講習会を県との共催で実施します。また、応急危険度判定作業をコーディネートするコーディネーター養成講習を長野県と共催して開催します。
[担当：防災委員会]
- ⑧ その他建築士法第22条の4の5の規定に基づく研修を含め、建築士の建築技術の高度化、複雑化やこれに伴う建築基準法の改定等に対応して、建築士会連合会をはじめ、建築関係団体との連携、協働により実施します。
[担当：講習・研修の内容によって全ての委員会及び支部において担当]

2 建築士業務の進歩改善及び推進のために必要な事業 [公益的事業]

(1) 継続能力開発制度（CPD）の運営

建築士が自ら専門家としての知識、技能の維持向上を図ることにより、質の高い建築物の提供に資するため、様々な研修会等の受講や社会貢献活動を行うことで単位を付与し、消費者に研修実績を提示することを目的に、事業ごとに建築士を含む全ての建築技術者の育成を目的としたCPD制度を適正に運営し、建築技術者の育成を図り、安全・安心な建築安全性向上や品質確保による県民の利益の擁護及び増進を図ります。

なお、本制度が公共工事等における入札制度の加点要件となっていることに加え、本年度からCPD制度が経営事項審査における加点事項となることから、認定事務のより一層適正な運営を行うこととします。

[担当：建築活動委員会]

(2) 建築士の職能、専門分野を共有する活動

建築士個々が持つ職能、あるいは専門分野における特化した知識、技能又は経験を、会員をはじめ建築士全体で共有できる場を設け、世代間、分野を超えた交流を含めて、建築士としてのスキルをアップさせるとともに、建築士業務の社会的地位を高めます。

[担当：総務・情報委員会（会員増強部会）ほか関係委員会及び支部]

(3) 建築に関する制度、課題等の調査・研究

建築士の職能を活かして、建築の関する情勢変化や社会からの要請にも応えて、建築の関する様々な分野の集合体でもある本会の組織力も動員して、主体的な調査・研究に取り組みます。

- ① 建築物省エネ法に規定された「気候風土適応住宅」の所管行政庁が示す認定指針の策定に対して、国会としての意見反映のために検討を引き続き行います。

[担当：建築活動委員会、まちづくり委員会（景観アドバイザー協議会）]

- ② 地域におけるまちづくりや既存ストックの活用等をはじめとした課題に対応した調査・研究を実施します。

[担当：建築活動委員会、まちづくり委員会、支部]

(4) 建築士フォーラムの企画

会員をはじめとして一般の参加者も含めて開催してきた「建築士フォーラム」については、昨年のあり方の検討において一定の方向性を確認しています。

隔年実施の方針に基づき、本年度は次年度に向けたフォーラムの企画を行います。なお、ブロック開催の方針に基づき、今回は東信ブロックでの開催とし、必要な組織体制を構築し、具体的な内容の検討を進めます。

[担当：総務・情報委員会を中心として、関係する全委員会、東信ブロック各支部]

(5) 関東甲信越建築士会ブロック会青年建築士協議会長野大会開催準備

新型コロナウイルス感染症拡大によって“関ブロ青年協長野大会”は2022年（令和4年）の開催に延期されました。開催方式もリモート開催も視野に入れる必要があり、今年の茨城大会の状況とコロナの収束状況を見ながら、成功に向けて、組織を挙げて準備を進めます。

[担当：関ブロ青年協長野大会実行委員会]

3 建築士制度の維持及び発展のために必要な事業 [公益的事業]

(1) 建築士試験業務

建築士の資格団体として、一級・二級・木造建築士の試験に関する業務を国土交通大臣及び都道府県知事の指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターから受託して実施します。新型コロナウイルスに対応して、申し込み受け付けは郵送方式となりましたが、試験運営は引

き続き実施します。

[担当：資格委員会]

(2) 建築士の登録・閲覧業務

建築士試験に合格した者の建築士名簿への登録をはじめとした建築士登録業務と消費者への建築士の資格の有無、処分の有無、定期講習の履歴事項等の閲覧業務を、二級・木造建築士については長野県知事から登録機関の指定を受け、一級建築士については国土交通大臣の中央指定機関である公益社団法人日本建築士会連合会から受託して実施します。

なお、令和2年3月からの建築士試験制度の改正とこれに伴う、免許登録事務の改正が行われ、実務経験審査を中心により厳格な審査が求められています。本年の実績を基に、登録事務のより適正で効率的な運用を図ります。

[担当：資格委員会]

(3) 専攻建築士の認定

建築士の免許取得後、必要な実務経験年数と責任のある立場での実務実績を有し、継続能力開発(CPD)制度による一定の履修単位登録を行った者を対象に審査し登録する専攻建築士制度の促進と申請者の認定を行います。

[担当：建築活動委員会]

(4) 建築士資格取得のための講習会の開催

建築士の資格取得を促進と会員増強の取り組みにも位置づけ、製図試験の課題に対応して、県内の類似施設の見学を行います。

[担当：青年・女性委員会]

[担当：建築活動委員会]

(5) 建築士制度の普及活動の実施

以下の本会独自のイベントや情報発信を通して、建築士制度を普及するとともに、社会的な地位向上を図ります。また、それぞれのイベント、行事の実施過程において関わる県民等への建築士会及び建築士制度の普及・啓発を併せて実施するとともに、情報発信の方法や内容について、より効果的で充実した内容となるよう検討します。

① 建築士セッション

[担当：青年・女性委員会]

② 信州環境 ECO コンテスト

建築士セッションと信州環境 ECO コンテストは共同開催を前提とします。

[担当：青年・女性委員会]

③ 会報「建築士ながの」の発刊

[担当：総務情報委員会の編集委員会を中心に掲載内容は関係する委員会]

④ ホームページの運営

[担当：総務情報委員会を中心に掲載内容は関係する委員会 管理は事務局]

- ⑤ 新聞などの媒体を通して本会の活動、事業を積極的に情報発信します。

[各委員会、支部]

4 建築士の職能を活かした地域貢献のために必要な事業 [公益的事業]

(1) 災害支援活動

令和元年 10 月 12 日に発生した「令和元年台風 19 号」による災害など、自然災害は、地震災害に止まらず、また、場所を選ばず発生します。本会は、こうした災害に対応して、発災後の被災者への応急的措置やその後の復旧に向けた調査・相談を建築士としての職能を活かして取り組むとともに、平時においては、災害に強い建築物やまちづくりを促進するため技術・知識の普及、提言活動に主体的に取り組めます。

- ① 平成 24 年 1 月 18 日、知事と本会との間で締結した「災害時における建築物災害応急活動の協力に関する協定」に基づき、震災時の被災建築物応急危険度判定活動を県からの要請に基づき本会が判定士への連絡を行うこととなりました。引き続き、平時から連絡体制の整備及び訓練を実施します。

[担当：防災委員会、支部]

- ② 支部と市町村との協定（令和元年 7 月現在県下 72 市町村と締結済み）に基づき、震災時における避難施設の応急危険度判定を実施するとともに、平時から連絡体制の整備と実効性の確保を図ります。また、すべての市町村との協定締結を追求します。

[担当：防災委員会、支部]

- ③ 地震災害以外の災害における被災者支援の体制については、引き続き「長野県災害支援建築団体連絡会（事務局：一般社団法人長野県建築士事務所協会 建築関係 5 団体で構成）と知事との間で締結した「災害時における住宅相談の実施に関する協定」に基づき発災直後における被災者への相談支援を行います。

令和元年東日本台風災害による被災者支援として、引き続き長野県建相談連絡会の事務局として、関係団体の協力を得ながら、被災者相談事業を国土交通省の補助事業を活用して実施します。

[担当：防災委員会]

- ④ 「令和元年台風 19 号」災害被災者への中長期的な復旧のための相談支援を県、関係市町村とも連携しながら、引き続き長野県建築相談連絡会（事務局：本会）の活動に参画して実施します。

[担当：防災委員会]

(2) まちづくり支援活動

- ① 建築士会連合会による 6 つの部会（景観、防災、歴史、街中（空き家）、福祉及び木のまちづくりの 6 部会）の活動と連携して、本会が主体となった地域におけるまちづくりを建築士の職能を活かして支援します。

[担当：まちづくり委員会（景観整備機構と景観アドバイザー協議会、ヘリテージマネージャー協議会）、防災委員会、住宅ストック活用対策委員会]

- ② 地域からの「まちづくりファシリテーター」派遣の要請に応ずるとともに、景観アドバイザーをはじめとした、まちづくりを進めるためのスキルをアップするための講習・研修を実施します。

[担当：まちづくり委員会（景観整備機構と景観アドバイザー協議会及びヘリテージマネージャー協議会）]

- ③ 地域におけるまちづくりの課題を掘り起こすとともに、地域住民や行政と一体となったより良いまちづくりのための論議や行動に主体的に参画していきます。

[担当：まちづくり委員会、支部]

- ④ 「関東甲信越ブロックまちづくり交流会」など他の単位建築士会をはじめ、建築関係団体との共催あるいは連携により、会員のまちづくりに関する見分を広め、知識・技術力の向上を図り、加えて、参画した地域等のまちづくりへ貢献します。

[担当：まちづくり委員会]

(3) 消費者（空き家）相談等の活動

- ① 平成 27 年に創設した「長野県空き家対策支援協議会（事務局：本会）」及び平成 29 年度創設した「長野県建築相談連絡会（事務局：本会）」に主体的に関わり、消費者からの建築、住宅及び空き家に関する総合相談窓口として機能させます。また、消費者からの相談に的確に応えることのできる相談員の育成を行います。

[担当：住宅ストック活用対策委員会、支部]

- ② 空き家をはじめとした消費者からの相談に応えることのできる相談員を養成するなど、支部における消費者相談体制を構築し、本会とともに建築（空き家）相談会を定期開催します。

[担当：住宅ストック活用対策委員会、支部]

- ③ 既存住宅状況調査の普及及び適正な調査業務を促進させるための仕組み（インスペクション研究会による調査業務）を普及させるとともに、調査員のスキルアップを図るための講習・研修を実施します。

[担当：住宅ストック活用対策委員会（インスペクション研究会との協働事業）]

(4) 行政等への支援・提言活動

- ① 長野県及び市町村、あるいは関係団体からの建築士としての立場（職能）から要請のある審議会、審査会、委員会などへ本会会員を委員として積極的に派遣します。また、市町村における同様の要請にも支部として積極的に関わることとします。

[担当：事務局、支部]

- ② 長野県住まいづくり推進協議会（事務局：本会）や長野県空き家対策支援協議会（事務局：本会）の住まいづくりをはじめとした事業に積極的に参画するとともに、関係団体との情報を共有します。

[事業ごとに関係する委員会]

- ③ 本会が行う調査・研究、あるいは地域貢献活動を通して蓄積された様々な成果や課題を、県あるいは市町村の施策へ反映させるための提言を行います。

[担当：全委員会、支部]

5 会館の運営及び管理 [収益事業・一部公益的事業]

長野県建築士会館の運営・管理を以下の課題の検討を引き続き行いつつ、適正な維持管理と収益事業としての健全な会館運営を行います。なお、会館の在り方については、本会の収支改善に向けた論議と一体に論議を進めることとします。

[担当：理事会（業務執行理事会）]

- (1) 会館の耐震改修工事の財源確保の検討
- (2) 会館の法定事項を含む点検の実施と維持保全計画の策定
- (3) 中長期的な改修計画と会館運営の在り方の検討

注)「一部公益的事業」とは、本会をはじめとして本会が公益的活動を実施していくための拠点となる施設として位置づけていることを意味する。

6 その他本会の目的を達成するために必要な事業 [収益事業・一部公益的事業]

(1) 組織、活動の活性化と健全財政の検討

- ① 本会の収支改善をはじめとして、中長期的な組織、活動のあり方について本格的論議を行います。現行の会員メリットの周知とともに、非会員を含めた建築士を対象として事業推進を図ることとする建築士法に定められた建築士会の存立趣旨に配慮しつつ、会員増強施策としてのメリットの創設・拡大を検討、実施していきます。

[担当：総務・情報委員会（法人改革部会）、業務執行理事会]

- ② 令和元年度実施の「会長と語る会」の全ブロックでの開催を完結させ、会員の意見を総括したうえで、上記の論議に反映させます。

[担当：総務・情報委員会、業務執行理事会]

- ③ 本年度から建築士試験及び登録制度が改正されたことに伴い、当面、登録者には個別に勧誘を行うこととし、建築士試験合格者（建築士免許未登録者）への勧誘のあり方をふくめた、これまでの建築士新規登録者への加入促進方法を検討します。

[担当：総務・情報委員会、支部]

(2) 創立 70 周年に向けた記念事業の検討

創立以来、令和 4 年度に 70 周年に当たり、会員がこれまでの活動を振り返り、新たな歩みに向けて意志統一することのできる記念事業の実施に向けて検討を行います。

[担当：検討のためのタスクフォースを組織する]

(3) 建築士資格者団体の職能を活かした事業の実施

- ① 建築士法を遵守したうえで、本会の持つ職能を活かして地方公共団体からの事業を積極的に受託します。

[担当：受託事業内容により関係委員会及び協議会、支部が対応]

② 現時点で継続して受託する事業など

- ・ 建築物の省エネ改修サポート制度運営業務（継続 4 年目）

県（環境政策課ゼロカーボン推進室担当）からの受託業務（一般競争入札）として、引き続き応札することとし、受託した場合は建築物省エネ改修を促進するための、事業啓発、普及事業と省エネ簡易診断の業務運営を実施します。

[担当：住宅ストック活用対策委員会]

- ・ ふるさと古民家再生支援事業

昨年設立された「長野県古民家再生協議会（事務局長野県建築住宅課）」に参画し、協議会構成員として、古民家の活用による地域活性化を推進します。

[担当：まちづくり委員会（ヘリテージマネージャー協議会）]

- ・ 建築指導支援業務（旧違反建築パトロール）

令和 2 年度から受託（随意契約）している事業として、引き続き違反建築物の防止を推進します。

[担当：支部]

- ・ 二地域居住者向けコンパクト住宅プレゼンテーション（委託料はなし）

新型コロナによる社会構造の変化に対応して、二地域居住のニーズが高まっていることから、引き続き県と協働してプレゼンテーション活動を実施します。また、作成したプランの新たな展開についても、県との協議を進めます。

[担当：青年・女性委員会]

(4) 建築関連書籍及び建築関連保険の販売事業

建築士の建築技術や知識等の補完や日常業務の遂行で必要となる建築関係書籍及び保険の販売事業を行います。

[担当：事務局]

(5) 建築関係団体からの事務受託

一般社団法人長野県建築士事務所協会、一般社団法人防災長野（旧長野県建築物防災協会）及び一般財団法人長野県建築士活動センターから委託を受けた事務を適正に行います。

[担当：事務局]

(6) 会員相互扶助活動

- ① 長野県建築士会サポート店制度の運営を行うとともに、対象店舗の拡大を進めます。

[担当：総務・情報委員会（会員増強部会）]

- ② 会員相互の親睦を図るためにゴルフ大会を担当支部の協力を経て実施します。

[総務・情報委員会、担当支部]

注)「一部公益的事業」とは、受託事業であっても単に収益のみを目的としたものではなく、事業の成果が地域に貢献できるものとして、公益的なものとして位置づけられることを意味する。

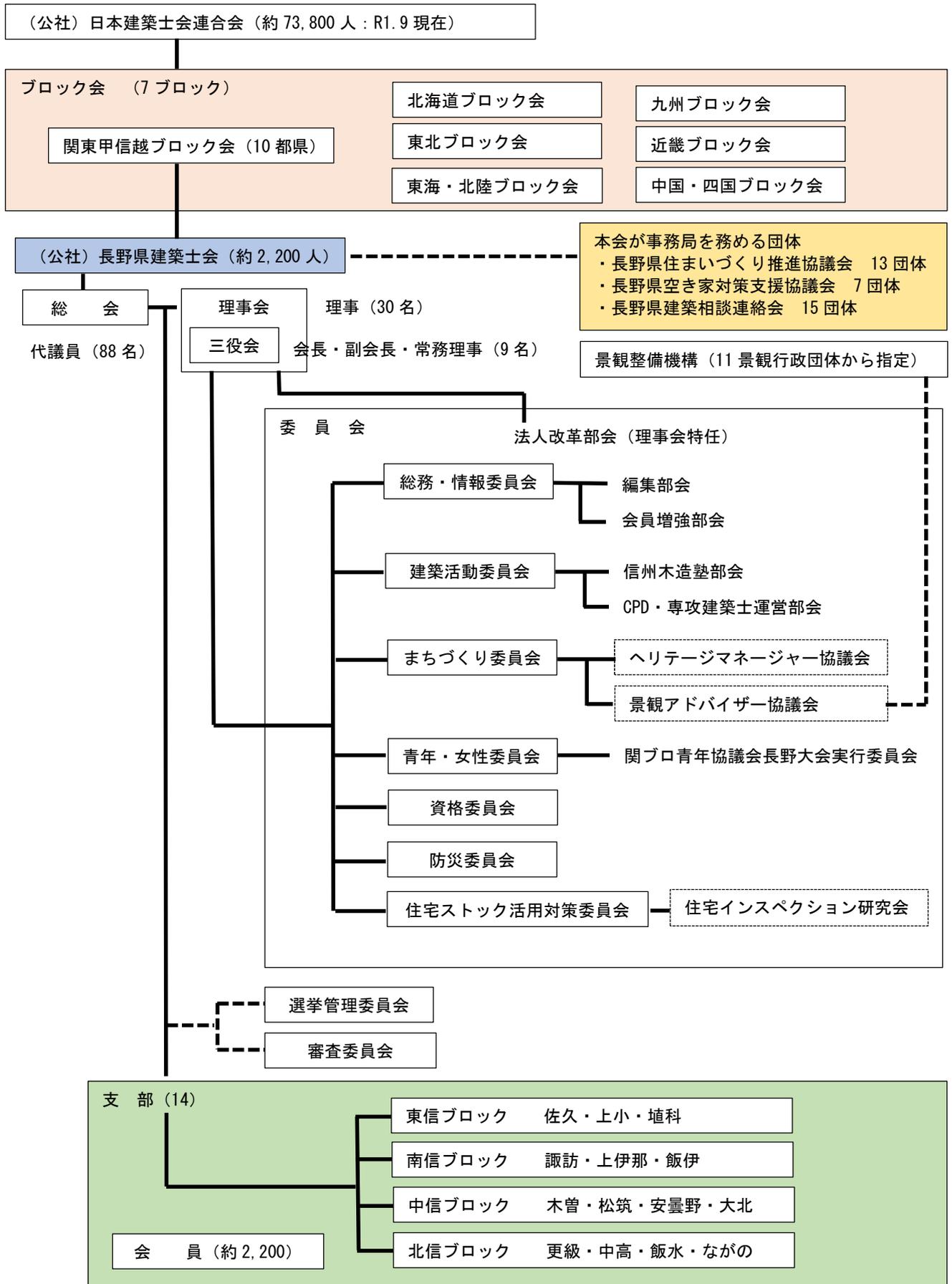
IV 委員会ごとの運営を担当する事業

委員会活動の基本は、講習会や研修会などの会員の「自己研鑽の場」の提供のための事業運営と支部を超えた会員あるいは会員以外の関係団体との情報共有と提供とします。

- 理事会（業務執行理事会）
 - 1. 会館運営
 - 【法人改革部会】
 - 2. 組織再編と法人体制整備の論議
 - 3. 組織合理化と業務改善の検討
 - 4. 公益活動の検証と推進
 - 総務・情報委員会
 - 1. 第26回ゴルフ大会の運営
 - 2. 会ホームページの運営
 - 【編集部会】
 - 3. 「建築士ながの」の月例発行
 - 【会員増強部会】
 - 4. 会員増強施策の検討
 - 5. シニア会員とその他会員との交流
 - 建築活動委員会
 - 1. 建学会の運営
 - 2. 建築士の知識、技能向上のための講習会、研修会の運営
 - 3. 海外研修の企画検討
 - 【信州木造塾部会】
 - 4. 信州木造塾の運営
 - 5. 実験結果レポートの編纂・発行
 - 【CPD・専攻建築士運営部会】
 - 6. 継続能力開発（CPD）制度の運営
 - 7. 専攻建築士制度の運営
 - まちづくり委員会
 - 1. まちづくり活動人材育成研修の運営
 - 2. 他県建築士会及び他団体との交流
 - 3. 長野県ヘリテージマネージャー協議会の運営支援
 - 4. 景観アドバイザー協議会の運営支援
 - 資格委員会
 - 1. 建築士試験受託業務の運営
 - 2. 建築士定期講習受託業務の運営
 - 3. 建築士指定登録事務の実施
 - 青年・女性委員会
 - 1. 第34回青年・女性建築士の集いの運営
 - 2. 第13回信州環境ECOコンテスト（建築士セッションの共催）の運営
 - 3. 2022年関ブロ長野大会実行委員会の企画、運営の支援
 - 4. 高等学校等への建築士派遣活動の実施
 - 5. 建築士会PR活動の実施
 - 防災委員会
 - 1. 応急危険度判定士講習会（県との共催）の運営
 - 2. 災害コーディネーター講習会（県と共催）の運営
 - 3. 令和元年東日本台風被災者支援活動の実施
 - 住宅ストック活用委員会
 - 1. 支部実施の建築、空き家相談の支援
 - 2. 既存住宅状況調査技術者講習会受託業務の運営
 - 3. 省エネ改修サポート事業業務受託の運営
 - 4. 住宅インスペクション研究会の運営支援
- <景観整備機構>
- 1. 景観行政団体からの業務の受託（景観アドバイザー協議会との協働実施）
- <長野県ヘリテージマネージャー協議会>
- 1. 歴史的建造物に関する業務受託
 - 2. スキルアップ講習会の実施
- <既存住宅インスペクション研究会>
- 1. 既存住宅状況調査業務のあっせん
 - 2. 適正な調査業務に関する研修会
 - 3. 消費者への制度普及活動と相談業務
- <景観アドバイザー協議会>
- 1. 地方公共団体等からの業務受託（景観整備機構と協働実施）
 - 2. スキルアップ講習会の実施

公益社団法人長野県建築士会組織体系

[建築士会の組織図 令和3年4月]



一般財団法人 長野県建築士活動センター

